

令和6年9月6日招集

令和6年 第4回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第89号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議案第90号	佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第91号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第92号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第93号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第94号	佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第95号	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	18
議案第96号	佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結について	20
議案第97号	大立地区法面落石対策工事請負契約の締結について	21
議案第98号	和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について	22
議案第99号	字の変更について（開田六区地区）	23
議案第100号	令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	28

議案第101号	令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	28
議案第102号	令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	28
議案第103号	令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第104号	令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	28
議案第105号	令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	28
議案第106号	令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	28
議案第107号	令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	28
議案第108号	令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について	28

議案第89号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年佐渡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条の6第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条の7第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐渡市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(佐渡市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 佐渡市個人情報保護法施行条例（令和4年佐渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合に

において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の佐渡市職員の給与に関する条例第16条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第90号

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「利用する」を「利用できる」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	佐渡市老人医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第208号）による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの
2 市長	佐渡市子どもの医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第224号）による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの
3 市長	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）による医療費等の助成に関する事務であっ

	て規則に定めるもの
4 市長	佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの
5 市長	佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第212号）による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの
6 市長	佐渡市妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成31年佐渡市告示第136号）による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	佐渡市老人医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 (4) 医療保険給付等関係情報 (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報 (6) 地方税関係情報
2 市長	佐渡市子どもの医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 (4) 医療保険給付等関係情報 (5) 公的給付支給等口座登録簿

		<p>関係情報</p> <p>(6) ひとり親家庭等医療費助成 関係情報</p> <p>(7) 重度心身障害者医療費助成 関係情報</p>
3 市長	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(4) 医療保険給付等関係情報</p> <p>(5) 公的給付支給等口座登録簿 関係情報</p> <p>(6) 地方税関係情報</p> <p>(7) 重度心身障害者医療費助成 関係情報</p> <p>(8) 妊産婦及び子ども医療費助 成関係情報</p>
4 市長	佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(4) 医療保険給付等関係情報</p> <p>(5) 公的給付支給等口座登録簿 関係情報</p> <p>(6) 地方税関係情報</p> <p>(7) 障害者手帳関係情報</p>
5 市長	佐渡市精神障害者医療費助成	次に掲げる情報であって規則で

	に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 (4) 医療保険給付等関係情報 (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
6 市長	佐渡市妊産婦医療費助成事業実施要綱による医療費等の助成に関する事務であって規則に定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 (4) 医療保険給付等関係情報 (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報 (6) ひとり親家庭等医療費助成関係情報 (7) 重度心身障害者医療費助成関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

6 選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額
7 投票所の投票管理者	
8 期日前投票所の投票管理者	
9 開票管理者	
10 投票所の投票立会人	
11 期日前投票所の投票立会人	
12 開票立会人	
13 選挙立会人	

」を

「

6 選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額。ただし、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人について、1日の途中で交代する場合は、当該金額を従事した時間に応じてあん分して得た金額とする。
7 投票所の投票管理者	
8 期日前投票所の投票管理者	
9 開票管理者	
10 投票所の投票立会人	
11 期日前投票所の投票立会人	
12 開票立会人	
13 選挙立会人	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例

佐渡市立学校設置条例（平成16年佐渡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

相川小学校	佐渡市相川下戸村1番地1
七浦小学校	佐渡市稲鯨1312番地
金泉小学校	佐渡市達者1200番地2

」

を

「

相川小学校	佐渡市相川下戸村1番地1
-------	--------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第93号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同項第1号コ中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、「同条第3項及び」を削る。

第56条中「規則で定める」を削り、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第91条第6項中「第87条第2項」を「第87条第3項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第91条第6項の改正規定 公布の日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第94号

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険条例（平成16年佐渡市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第95号

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

(佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び第3号中「証」及び「の交付」を削る。

第7条第2号中「証」を削り、「記載事項」を「資格情報等」に改める。

(佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市老人医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「医療保険の種類又は被保険者証若しくは組合員証の記載事項」を「加入医療保険資格情報」に改める。

(佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「証」及び「のいずれかの交付」を削る。

第11条第2号中「証」を削り、「記載事項」を「資格情報等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第96号

佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 220,000,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市両津湊275番地3
昱工業株式会社佐渡営業所
営業所長 白石 一仁

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第97号

大立地区法面落石対策工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大立地区法面落石対策工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 298,430,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市相川大間町45番地
株式会社近藤組
代表取締役 松本 勝司

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第98号

和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 和木漁港 港整備交付金工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 246,400,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市両津夷268番地7
有限会社菊池組
代表取締役 菊池 光浩

令和6年9月6日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第99号

字の変更について（開田六区地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和6年9月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

別紙

字の区域変更調書

佐渡市

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
三瀬川	松中	793 の一部、794、795 の 4 の一部、796 の 3 の一部、797、799、801 の 2	三瀬川	
水渡田	新畑	1321 の一部		
大和	荊野	2572 から 2576 までの各一部、2578 の一部、2579 の一部、2580 から 2591 まで、2593 から 2599 まで、2600 の 1、2600 の 2、2601 から 2638 まで、2639 の 1、2639 の 2、2640 の 1、2640 の 2、2641 の 1、2641 の 2、2642 の 1、2642 の 2、2643 の 1、2643 の 2、2644 の 1、2644 の 2	旭	
旭	野口	281 の 1、281 の 2、281 の 10、282 の 1、282 の 3、283 の 1 から 283 の 4 まで、284 の 1、284 の 2、285 の 1 から 285 の 3 まで、286 の 2、287 の 1、287 の 3 から 287 の 5 まで、287 の 7 から 287 の 9 まで、288 の 1、288 の 2、289 の 1、289 の 2、290 の 1 から 290 の 3 まで、291 の 1、291 の 3、292 の 1 から 292 の 3 まで、293 の 1、293 の 2、294 の 1、294 の 2、295 の 1、295 の 2、296 の 1 から 296 の 5 まで、297 の 1、297 の 2、298 の 1、298 の 2、299 の 1、299 の 2、300 の 1、300 の 2、301 の 1 から 301 の 4 まで、302 の 1、302 の 2、303 の 1、303 の 2、304 の 1、304 の 3、305 の 1 から 305 の 3 まで、366 の 1、366 の 2、367 の 1 から 367 の 4 まで、368 の		

		1、368の2、369の1から369の3まで、370の1、370の2、371の1、371の2、372の1、372の2、373の1、373の2、374の1から374の3まで、375の1の一部、375の2、375の3の一部、375の4の一部、376から380までの各一部	
大字潟端字林ノ内 334の1に隣接する大字潟端字林ノ内の道路である公有地の一部			
三瀬川	松中	793の一部、795の4の一部、796の3の一部	水渡田
潟端	林ノ内	975の1	
水渡田	新畑	1254の1、1255の1、1255の2、1256の1、1256の2、1258の1、1258の2、1259の1、1259の3、1260の1、1262の1、1263の1、1263の2、1264の1、1264の2、1265の1、1265の2、1266の1、1267の1、1267の2、1268の1から1268の4まで、1269の1、1269の2、1270の1、1270の2、1271の1、1271の2、1272の1、1272の2、1273の1、1273の2、1274の1から1274の4まで、1275の1から1275の4まで、1276の1、1276の3、1277の1、1277の2、1278の1、1278の2、1279の1から1279の3まで、1280の1、1280の2、1281の1、1281の2、1282から1284まで、1285の1から1285の3まで、1286から1288まで、1292から1296まで、1297の1、1297の2、1298の1、1298の2、1299の1、1299の2、1300の1、1300の2、1301から1304まで、1305の1、1305の2、1306の1、1306の2、1307の1、1307の3、1308の	

		1、1308の2、1310、1311の1、1311の2、1312の1、1312の2、1313、1315、1317、1319、1320、1321の一部、1322の3、1322の4、1323の1、1323の2、1326の1、1326の2、1326の8、1329、1333の1、1336の1、1336の3、1338の1、1339の1、1340、1341、1343、1344の1から1344の3まで、1345の1、1345の2、1346の1、1346の3、1347、1348の1、1349の2、1350の1、1350の2、1351の1、1352、1353の1、1354の1、1354の3、1354の4、1354の7、1355の1、1355の2、1355の5、1355の6、1356の1、1357の1、1357の2、1359の1、1359の2、1360の1、1360の2、1361から1364まで、1365の1から1365の3まで、1366から1383まで、1384の1、1384の2、1385の1、1385の2、1386の1、1386の2、1387から1389まで、1390の2、1391から1394まで、1396から1401まで、1402の1、1402の2、1403、1443
吉井本郷	東谷地	101から105まで、106の1から106の5まで、107の1、107の2、108の1から108の6まで、109の1から109の3まで、110の1、110の2、111の1から111の3まで、112の1から112の6まで、113の1、113の2、114、115の1、115の2、116の1、116の2、117から121まで、122の1、122の4
大和	荊野	2566から2569まで、2570の1、2570の2、2571、2572から2576までの各一部、2578の一部、2579の一部

旭	野口	375 の 1 の一部、375 の 3 の一部、375 の 4 の一部、376 から 380 の各一部		
---	----	--	--	--

及び当該変更に伴う公有地を含む。

- 議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第101号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第102号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第103号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第104号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第105号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第106号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第107号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第108号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）につい
て
（予算書別紙添付）

議案第 100 号

《令和 6 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 5 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 持続可能な観光推進に向けた受け入れ環境整備事業費を増額計上
- ・ 出会いの場創出事業費を計上
- ・ 普通建設事業費を計上
- ・ その他の経費については、新潟県最低賃金の引上げ、制度改正に伴う児童手当の拡充及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うほか、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,797,059
補正額	715,422
累計予算額	49,512,481

3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	44,519
繰入金	△303,971
繰越金	803,708
市債	168,579
その他	2,587

4. 主な補正項目

1) 持続可能な観光推進に向けた受け入れ環境整備事業

【観光振興課】補正額：8,525 千円

（事業内容）

増加が見込まれる外国人来訪者を受け入れるため、島内でのキャッシュレス決済機器の導入を推進する経費を計上

2) 【新規】出会いの場創出事業

【地域産業振興課】補正額：1,380 千円

（事業内容）

結婚に繋がる出会いの場を創出するため、新潟県の婚活マッチングシステムへの会員登録費用を支援する経費を計上

3) 普通建設事業の追加

（事業内容）

- 【新規】（継続費）さわた図書館・子育て交流広場整備事業
【社会教育課】補正額：115,894 千円
- 【新規】（継続費）旧第 2 庁舎解体事業 【総合政策課】補正額：30,771 千円
- 【新規】（継続費）佐渡クリーンセンター基幹的設備改良事業 【生活環境課】

令和6年度 一般会計補正予算(第5号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
1)	持続可能な観光推進に向けた受け入れ環境整備事業 予算額[8,525] 財 源[[国]5,683 [一]2,842]	増加が見込まれる外国人来訪者を受け入れるため、島内でのキャッシュレス決済端末購入経費の一部を補助する。 ○事業内容 ・キャッシュレス決済導入推進補助金 《補助対象者》 市内事業者 《補助率》 3/4 ・キャッシュレス決済導入支援業務委託料	観光振興課
2)	【新規】出会いの場創出事業 予算額[1,380] 財 源[[一]1,380]	結婚に繋がる出会いの場を創出するため、新潟県の婚活マッチングシステムへの会員登録費用を補助する。 ○事業内容 《交付対象者》 新潟県の婚活マッチングシステムに登録する者 《補助額》 登録2回目までの登録料の全額	地域産業振興課
3) 普通建設事業			
①	【新規】(継続費)さわた図書館・子育て交流広場整備事業 予算額[115,894] 財 源 [[地]110,800 [一]5,094]	佐和田行政サービスセンター内にさわた図書館と子育て交流広場を整備する。 ○年度別事業費 令和6年度 115,894千円 令和7年度 160,318千円 計 276,212千円	社会教育課
②	【新規】(継続費)旧第2庁舎解体事業 予算額[30,771] 財 源 [[地]27,600 [一]3,171]	新庁舎整備計画に基づき駐車場整備を行うため、旧市役所第2庁舎を解体する。 ○年度別事業費 令和6年度 30,771千円 令和7年度 109,098千円 計 139,869千円	総合政策課
③	【新規】(継続費)佐渡クリーンセンター基幹的設備改良事業 予算額[0] (令和6年度予算額)	佐渡クリーンセンターの長寿命化を目的とした基幹的設備の改良を行う。 ○年度別事業費 令和6年度 0千円 令和7年度 50,250千円 令和8年度 2,713,490千円 令和9年度 2,261,247千円 計 5,024,987千円	生活環境課

※一覧表中、〔国〕は国庫支出金、〔地〕は地方債、〔一〕は一般財源の略。

※事業名欄の数値の単位は千円。

議案第 101 号

《令和 6 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費等の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,450,461
補正額	△ 1,242
累計予算額	5,449,219

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△1,242
---------	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費	補正額： △1,242
○保健事業費	
・人件費	補正額： 145
・人間ドック委託料	補正額： △145

議案第 102 号

《令和 6 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	928,299
補正額	2,527
累計予算額	930,826

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△1,468
繰越金	3,839
諸収入	156

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

- ・ 一般管理費（人件費） 補正額： △1,537

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 保険料等負担金 補正額： 4,064

議案第 103 号

《令和 6 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	8,793,600
補正額	359,427
累計予算額	9,153,027

3 財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金	△8,095
繰越金	367,522

4 補正項目 (単位：千円)

総務費	
・一般管理費（人件費）	補正額： △4,526
地域支援事業費	
・介護予防・日常生活支援総合事業費（人件費）	補正額： 140
・包括的支援事業・任意事業費（人件費）	補正額： △4,293
基金積立金	補正額： 19,430
諸支出金	補正額： 348,676

議案第 104 号

《令和 6 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	254,000
補正額	16,091
累計予算額	270,091

3 財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金		359
繰越金		15,732

4 補正項目 (単位：千円)

特別養護老人ホーム費		
・ 一般管理費（人件費）		補正額： 359
諸支出金		
・ 一般会計繰出金		補正額： 15,732

議案第 105 号

《令和 6 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	699,200
補正額	27,993
累計予算額	727,193

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△2,064
繰越金	30,057

4 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費	
・一般管理費（人件費）	補正額： △2,064
諸支出金	
・一般会計繰出金	補正額： 30,057

議案第 106 号

《令和 6 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 1 号）概要》

【主な内容】

- ・ 児童手当制度改正、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 両津病院移転新築に係る財源の補正を計上
- ・ 両津病院移転新築事業費の精査による補正を計上

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,642,481	705	1,643,186
支出	1,984,422	△8,150	1,976,272
収支	△341,941	8,855	△333,086

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,392,862	505	1,393,367	249,619	200	249,819
支出	1,535,037	384	1,535,421	449,385	△8,534	440,851
収支	△142,175	121	△142,054	△199,766	8,734	△191,032

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	4,126,824	△52	4,126,772
支出	4,158,380	0	4,158,380
収支	△31,556	△52	△31,608

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	3,958,637	△52	3,958,585	168,187	0	168,187
支出	4,140,193	0	4,140,193	18,187	0	18,187
収支	△181,556	△52	△181,608	150,000	0	150,000

【両津病院】

[補正額] ・ 収益的収入 505 千円 ・ 収益的支出 384 千円
 ・ 資本的収入 △52 千円 ・ 資本的支出 0 千円

[主な内容] ・ 児童手当制度改正により他会計補助金の児童手当分を補正増
 ・ 児童手当制度改正、最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費を補正増
 ・ 県補助金内示により両津病院移転新築に係る補助金を補正減
 ・ 両津病院移転新築に係る補助金減による財源補てんとして両津病院企業債を補正増
 ・ 両津病院移転新築事業費の精査による補正（事業費全体での変更はなし）

【相川診療所】

[補正額] ・ 収益的収入 200 千円 ・ 収益的支出 △8,534 千円

[主な内容] ・ 児童手当制度改正により他会計補助金の児童手当分を補正増
 ・ 児童手当制度改正、最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費を補正減

議案第 107 号

《令和 6 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の補正を計上

2. 予算規模

・収益的収支				(単位：千円)	
収入	補正前の額	2,669,737	支出	補正前の額	2,669,737
	補正額	695		補正額	△2,583
	累計予算額	2,670,432		累計予算額	2,667,154
・資本的収支				(単位：千円)	
収入	補正前の額	1,342,211	支出	補正前の額	2,366,384
	補正額	0		補正額	△5,040
	累計予算額	1,342,211		累計予算額	2,361,344

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（損益勘定留保資金）充当 △5,040

4. 補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

- ・人事異動等に伴う一般会計補助金 補正額： 695

○収益的支出

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費 補正額：△2,583

○資本的支出

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費 補正額：△5,040

議案第 108 号

《令和 6 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費等の補正を計上
- ・災害復旧事業に係る補助金及び企業債の補正を計上
- ・下水道施設に係る修繕費等及び一般会計補助金の補正を計上

2. 予算規模

		(単位：千円)			
・収益的収支					
収入	補正前の額	3,249,606	支出	補正前の額	3,237,027
	補正額	31,142		補正額	31,103
	累計予算額	3,280,748		累計予算額	3,268,130
		(単位：千円)			
・資本的収支					
収入	補正前の額	1,882,721	支出	補正前の額	2,535,036
	補正額	△ 2,726		補正額	△ 292
	累計予算額	1,879,995		累計予算額	2,534,744

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 112,550
- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △110,116

4. 補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

- ・修繕費等の財源としての一般会計補助金 補正額： 29,316
- ・災害復旧事業に係る収益的収入分の企業債（本文ただし書き）
. 補正額： 900
- ・災害復旧事業に係る収益的収入分の国庫補助金 補正額： 1,826

○収益的支出

- ・新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費等
. 補正額： 1,817
- ・下水道施設等に係る修繕費 補正額： 29,286

○資本的収入

- ・災害復旧事業に係る収益的収入へ組替した企業債 補正額： △900
- ・災害復旧事業に係る収益的収入へ組替した国庫補助金
. 補正額： △1,826

○資本的支出

- ・人事異動に伴う人件費 補正額： △292